

新冠町地域防災計画

第 4 章

災 害 予 防 計 画

第4章 災害予防計画

第1節 災害危険区域の指定

町は、現地調査を通じて災害危険区域の把握を行い、災害を未然に防止することを目的とする。

1 区域の設定

町は、北海道地域防災計画の定めるところにより、災害の発生が予想され警戒を必要とする「災害危険区域」を指定するとともに、防災工事の進捗状況、災害の発生状況等を勘察し、毎年現地調査を実施して指定区域の見直しを行うものとする。

2 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮危険区域

海岸地域で、高波・高潮等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水想定区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 土砂災害危険箇所

降雨、地質等が原因で急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する箇所

(5) 山地災害危険地

山林・林地等が、急傾斜地崩壊や土石流等により災害が予想され、警戒を要する地区

3 調査時期

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

4 新冠町における災害危険区域

本町における災害危険区域については、資料編（災害危険区域）に示す。

第2節 風水害及び高波・高潮災害予防計画

風水害による災害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るためには、浸水想定区域を調査し、河川改修等の事業を推進することや、建物の補強等の対策を講じる必要がある。また、災害後の農作物、家畜等における伝染病や病害虫等の発生に備えた対策を実施する。

1 河川等の整備

浸水等の水害被害を防止するために、河川・水路等の改修・整備と下水道の各事業整備を推進し、総合的な治水対策を図る。そのため、河川等の危険箇所の調査把握に努める。

(1) 河川等の現況

本町には、新冠川、厚別川をはじめ、多数の河川や水路が流れている。また、新冠川の上流には岩清水ダム、下新冠ダム、新冠ダム及び奥新冠ダムが存在する。

(2) 河川の整備

開発によって低下した土地の保水・遊水機能に対応するため、河川改修として堤防や床固めを行い、治水事業を推進する。

2 海岸の整備

高波、高潮による災害の予防として、海岸の侵食防止、高潮被害の防止対策等を次のとおり実施する。

(1) 予防対策

高潮警報等を迅速に伝えるため、防災行政無線による伝達体制を確立するとともに、高波、高潮の危険区域の指定と住民への周知、警戒避難体制を整備する。

(2) 海岸保全、漁港整備事業

高波、高潮による災害予防施設として、次の事業による防波堤、防潮堤、防潮護岸等の整備事業をはたらきかける。

事業名	所管
海岸保全施設整備事業	国土交通省
漁港海岸保全施設整備事業	農林水産省
港湾海岸保全施設整備事業	国土交通省
農地海岸保全施設整備事業	農林水産省
海岸防災林造成事業	農林水産省

3 水防体制の強化

水防体制を強化するために、水防法第33条に基づく水防計画を定めるものとし、以下のような対策を実施する。

(1) 防災行政無線の整備

- (2) 警報、注意報並びに河川情報等の迅速な収集と伝達体制の整備
- (3) 水防上警戒を要する区域の指定（※資料編 災害危険区域）
 - ア 水防区域
 - イ 高波、高潮等危険区域
 - ウ 低地帯の浸水想定区域
- (4) 水防資機材の備蓄

4 浸水想定区域内における避難体制の整備

(1) 避難の確保

浸水想定区域の指定のあったときは、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所等を定め、避難の確保を図るものとする。

(2) 災害時要援護者関連施設の把握

浸水想定区域内における災害時要援護者関連施設で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について把握するとともに、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(3) 住民への周知

浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法や、浸水想定区域内における災害時要援護者関連施設の名称及び所在地について記載した印刷物を住民に配布し、周知させるものとする。

5 風害の予防対策

家屋その他建物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うため、町は、施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を啓発する。

また、学校等の応急対策上重要な施設は、安全性の向上に特に配慮するものとする。

なお、防風林や海岸防災林の造成は、国や道において行うことになっている。

6 農作物、家畜等の災害予防対策

農作物、畜産等の風水害に備え、次に掲げる事項について農業協同組合等と連携して対策を促進し、災害の発生に備える。

- (1) 災害後の病害虫の防除対策
- (2) 伝染病の対策
- (3) 農地の排水施設の整備

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の雪害に対処するための対策は、防災関係機関がそれぞれ連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

1 体制の整備

雪害対策の窓口を総務課とし、国・道及び関係機関と緊密な連絡調整及び迅速な情報交換を行うものとし、異常豪雪時においては警戒体制を擁立して雪害に備えるものとする。

また、除雪機械、通信施設の整備点検を行うものとする。

2 気象情報の収集

気象官署の発する予警報及び情報並びに室蘭地方気象台の情報等を収集するとともに、必要な警戒体制を整えて、雪害に対処するものとする。

3 交通、通信、送電の確保

(1) 室蘭開発建設部浦河道路事務所

管理する道路において冬期間除雪を行うものとする。交通を確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである。

路線名	区間	種別	除雪目標
国道235号線	町内全区間	第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

(2) 胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所及び浦河出張所

管理する道路において冬期間除雪を行うものとする。交通を確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである。

路線名	区間	種別
道道平取静内線	新和～美宇	第2種
	美宇～泉	第3種
	泉～万世	第2種
道道比宇厚賀停車場線	美宇～東川	第2種
	東川～厚賀	第1種
道道滑若新冠停車場線	若園～緑丘	第2種
	緑丘～旧JR新冠駅前	第1種
道道新冠平取線	万世～朝日	第1種
	緑丘～大富	第2種

除雪の出動基準は、原則、降雪量10cm以上を目安として実施する。

種 別	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000台 ／日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第 2 種	300 ～ 1,000台 ／日	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第 3 種	300台 ／日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線（4.0m）幅員で待機所を設ける。 異常降雪時においては、一時交通不能になってもやむを得ないものとする。

（3）町道の体制

町は、雪害による町道交通の混乱を防止するため、必要に応じ除雪等を実施し、住民の交通の確保を図る。

（4）札幌方面静内警察署

札幌方面静内警察署は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等の措置を講ずる。

（5）東日本電信電話(株)北海道支店

東日本電信電話(株)北海道支店は、雪害により通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずる。

（6）北海道電力(株)

北海道電力(株)は、北海道電力(株)が定める防災業務計画により諸対策を実施する。

4 なだれ事故防止対策

関係機関は、住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を地域住民に周知するため、なだれ発生予想箇所に標示板により標示を行う等の措置を講ずるとともに、警戒巡視を強化する。

5 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- （1）雪捨場は、交通に支障のない場所を設定する。止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。
- （2）河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮する。

6 積雪時における消防対策

消防水利周辺の除雪には特に留意し、消防団員、地域住民の協力を得て、火災発生時の消防活動

に万全を期する。

7 避難救出措置の整備

(1) 避難措置

雪害により、住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、適切な避難指示が発令できるよう整備する。また、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

(2) 応急措置体制の整備

道と緊密な連携をとり、雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整備する。

(3) 孤立地域に対する対策

異常降雪、雪崩等により交通が途絶し、孤立した地域において食料等が極度に不足した場合又は急病患者が発生した場合においては、関係機関の協力を要請し雪上車、ヘリコプター等により救援・救急措置を講じることとする。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水等による災害の予防対策は、防災関係機関がそれぞれ連携し、次のとおり行うものとする。

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 融雪災害に関する注意報、警報並びに情報等を収集し、関係機関に通報する。
- (2) 積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施する。

2 融雪出水対策

- (1) 融雪出水期には、常に警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行う。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びごみ等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。また、あわせて河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等の河川工作物の管理者に指導を行い、流下能力の確保を図る。
- (3) ダム、貯水池等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、放流を行う場合は、操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 なだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生予想箇所に標識を設置し、随時当該地区のパトロールを行うとともに、地域住民及びドライバーに対し、危険周知の対策を講ずる。
- (2) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生予想箇所のパトロールを強化する。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びごみ等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話(株)北海道支店及び北海道電力(株)静内水力センター、北海道電力ネットワーク(株)静内ネットワークセンターは、融雪出水やなだれにより通信及び送電に支障をきたさないよう十分配慮する。

6 広報活動

町は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じて、水防思想の普及徹底に努める。

第5節 火災予防計画

日高中部消防組合消防署新冠支署及び新冠消防団がその施設及び人員を活用し住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害に起因して発生する同時多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第1 火災予防

1 初期消火の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

対 策	内 容
家庭や地域における初期消火体制の整備	○ 自主防災組織を育成し、初期消火の活動要領を定める。 ○ 幼稚園児、小・中学生を対象に研修会等を実施し、知識の育成を図る。
職場における初期消火体制の整備	○ 事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。 ○ 従業員の初期消火マニュアルを作成する。
地域ぐるみの防災訓練等の実施	○ 住民参加による防災訓練を実施して、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

2 予防査察の強化指導

消防法に規定する立入検査を消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する

3 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器及び住宅用火災警報器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 事業所において、自衛消防組織等の育成強化を図るとともに、従業員の初期消火マニュアルを作成するよう指導する。
- (4) ホテル、店舗等、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

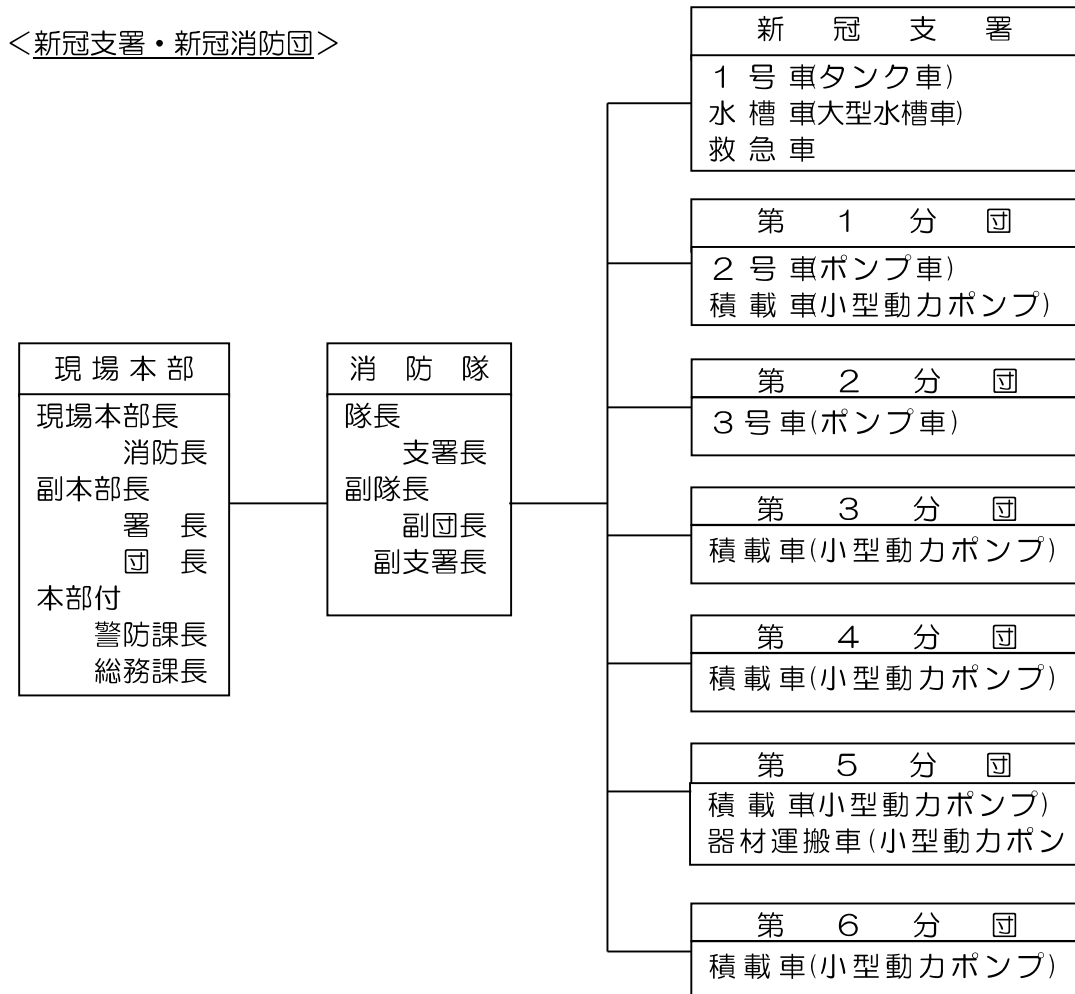
4 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブ等を使用するよう指導を強化する。

第2 消防体制の整備

1 消防体制の整備

(1) 部隊の編成



(2) 火災防御対策

消防機関は、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。その内容は、火災予防及び火災防御を中核とし、さらに火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した計画とし、各種災害の対応に万全を期すものとする。

(3) 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化基本計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

2 消防力の整備

危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

(1) 消防資機材の整備

震災対策に有効な救急車等の車両と、必要な救助救急用資機材の整備に努める。

(2) 消防団の強化

消防団の整備・強化を図るため、地震、津波、水防等の教育訓練の充実と団員の確保に努める。

(3) 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下により消火栓の使用が困難となることが予想されるため、消防水利の耐震化を図る。

ア 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、自然水利等（河川など）を把握し、活用を図る。

イ 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、貯水槽の整備を推進する。

ウ 家庭における風呂水の活用等について、啓発・指導する。

3 広域消防応援体制の整備

日高中部消防組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき相互に応援できる体制を整備し、災害発生時には、必要に応じ他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

4 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

(1) 消防力等の整備

(2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

(4) 査察その他の予防指導

(5) その他火災を予防するための措置

第6節 危険物等災害予防計画

地震発生時には、同時多発的に危険物等の漏えいなどによる災害発生が予想され、その防止のために危険物製造所等の査察・指導を行い、事故・火災等の発生の予防に努める。

1 事業所に対する指導

- (1) 事業所に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立・強化
- (5) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立・強化

2 危険物製造所等

危険物製造所等は危険物の漏えい及び出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対して震災対策を含めた指導をし、災害防止の推進を図る。

- (1) 流失拡散防止資器材等の点検、配置
- (2) 緊急遮断装置の点検、確認

3 火薬類の取扱施設

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づいて安全性の確保について指導する。

- (1) 保安要員の確保
- (2) 保安用品及び保安装置の再点検等
- (3) その他必要な事項

4 高圧ガス取扱施設

高圧ガス施設の実態を把握し、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

- (1) 保安要員の確保
- (2) 保安上必要な施設及び設備の点検整備
- (3) 被害の防止及び軽減措置

5 毒物・劇物保管施設

毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

営業者及び取扱責任者に対し、登録基準に適合した施設を維持するよう指導する。

- (1) 発火性、引火性薬品等危険物の安全措置の実施
- (2) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため保安措置の実施

(3) 貯蔵施設等の点検・巡視の実施

6 化学薬品等取扱施設

化学薬品等を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査の実施や保管方法等の適正化を指導する。
また、事業所に対しても実態調査や保安対策の指導を推進する。

(1) 引火又は混合・融合等に関する防災意識の徹底

(2) 転倒、落下、流失拡散防止等の措置

7 放射性物質使用施設

放射性物質使用施設において、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、その使用を停止し、耐震構造の貯蔵施設に収容し安全管理体制を確立する。

第7節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等、及び地震災害から建築物等を防ぎよするための対策については、次のとおりとする。

1 市街地の整備

木造老朽建築物が多い地区や建築物の密度が高い市街地では、いったん出火した火災は延焼拡大しやすく、消火活動も困難となり、避難活動に支障となることも考えられる。

そこで、建物が密集し火災の危険が予想される地区については耐火建築物の建築を検討するほか、防災の観点から地区の居住環境を含めた機能向上を図り、安全な避難路の確保等を推進する。

2 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）その他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促進するため、以下の対策を推進するとともに、建築関係団体と連携して、住民の問合せに応じられる体制を整備する。

ア 新冠町耐震改修促進計画を策定し、それに基づいて耐震改修を促進する。

イ 災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を推進する。

ウ 住宅等民間建築物については、建築担当において相談や指導を行い、耐震診断や耐震改修を促進する。

エ 建築技術者等を対象に耐震診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。

オ 住民に対し、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図る。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、ブロック塀等の点検、補強及び設置基準を遵守させる。

(4) 窓ガラス等の落下物対策

道路に面する地上3階以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物で落下のおそれのあるものについて調査し、必要な改善指導を行う。

(5) 被災建築物の安全対策

町は、地震災害発生後に被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

3 がけ地等に隣接する建築物の防災対策

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において建築物の建築制限を行うとともに、がけ地に隣接する建築物や土石流危険渓流の付近等にある建築物、危険を及ぼすおそれのある区域

における既存住宅等の建築物については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第8節 土砂災害の予防計画

町域には、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等が多く存在する。これらの土砂災害による被害を未然に防止するためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施し、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

1 土砂災害危険区域の現況

災害対策を計画的に推進するために、災害が予想され警戒が必要な区域を指定するとともに、防災工事の進捗状況、災害の発生状況等を勘察し、現地調査を毎年実施して警戒区域の見直しを行うものとする。

区 分	箇 所 数	備 考
急傾斜地の崩壊	21	急傾斜地法
土石流	41	砂防法
地すべり防止区域	3	地すべり等防止法

※資料編 災害危険区域

2 土砂災害予防対策の促進

ひとたび地すべりやがけ崩れ等の災害が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は国や道と連携し、予防対策を実施するものとする。

施 策	対 策
地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべり危険箇所の発生するおそれのある地域を調査し、現状の把握に努める。 ○ パンフレットの配布や地元への説明などを通じて地域住民への周知に努める。 ○ 緊急速報メール、防災行政無、広報車等を利用した地域住民への気象情報等の伝達や避難誘導體制の確立に努める。 ○ 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知、啓発を図る。
急傾斜地崩壊の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急傾斜地の土地所有者等に対して、危険箇所の周知徹底や急傾斜地危険区域の指定の必要性を啓発し、日頃からがけ地の現況を把握するよう呼びかける。 ○ 緊急速報メール、防災行政無、広報車等を利用した地域住民への気象情報等の伝達や避難誘導體制の確立に努める。 ○ 急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難な場合は、急傾斜地法により急傾斜地崩壊防止工事を施行する。 ○ 家屋が密集し危険度の高い箇所は、住民の協力を得たうえで危険区域を指定し、危険度の高い箇所から急傾斜地崩壊防止工事を実施していくよう道へ要請する。

3 災害時要援護者施設の予防対策

土砂災害等危険区域内の災害時要援護者施設において、当該利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、気象警報等の情報連絡体制を改善するとともに、各施設の責任者は、地域住民・自主防災組織等との協力関係を確立し、自主的な情報収集体制を整備する。

4 住民への周知・啓発

住民に対し、土砂災害危険区域や円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃、自主避難等）などについて、パンフレット等印刷物により周知・啓発を図る。

第9節 液状化災害予防計画

地盤の液状化とは、平常時に安定していた地盤が地震時に液体のようにゆるんで動くことにより、水・砂・泥を吹き上げる噴砂、噴泥現象が起こり、地盤が盛り上がり、陥没等が生じることである。本町では新冠川・厚別川等の河口付近で、液状化の可能性が高い地質となっており、地盤改良等により施設被害の防止対策を促進する。

1 液状化により予想される被害

- (1) 地中のガス管、上下水道・地下タンクなど軽量構造物の浮上
- (2) 深い基礎のない建物、橋台等の重量物の沈下・傾斜
- (3) 堤防沈下
- (4) 盛土に発生するすべりによる水平方向変位及びそれによる施設被害
- (5) 地中構造物の被害
- (6) 護岸や擁壁の押出し

2 液状化対策の推進

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施行条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

3 液状化対策の調査・研究

町は、道や防災関係機関と協力し、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

4 液状化対策

液状化対策としては、大別として次による代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等

5 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民、施工業者等に対して知識の普及、啓発を図る。

第10節 情報通信体制の整備計画

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集・連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。そのため、平常時から円滑に情報の収集・伝達が行えるような体制を整備することが極めて重要である。

1 情報伝達体制の整備

町は、災害時において情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、次のとおり多様な手段の整備に努め、テレビ難視聴地域においては、共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能強化が図られるよう環境整備を促進する。

- (1) 広報車
- (2) IP告知放送（個別受信機、屋外スピーカー）
- (3) インターネット（町ホームページ）
- (4) SNS
- (5) 北海道防災行政システム
- (6) 災害情報共有システム（Lアラート）
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (8) テレビ（ワンセグを含む）
- (9) ラジオ（コミュニティFM放送を含む）
- (10) 携帯電話（登録制メール、緊急速報メール）、電話、FAX
- (11) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (12) 共聴施設
 - ・東川・共栄地区テレビ共同受信施設組合 所在地：新冠町字東川及び共栄
 - ・新和地区テレビ共同受信施設組合 所在地：新冠町字新和
 - ・里平地区テレビ共同受信施設利用組合【日高町所有 共用施設】所在地：日高町字新和及び新冠町字里平
 - ・大節婦テレビ共同受信施設組合【NHK共聴施設】 所在地：新冠町字大狩部
 - ・節婦テレビ共同受信施設組合【NHK共聴施設】 所在地：新冠町字節婦
 - ・美宇テレビ共同受信組合【NHK共聴施設】 所在地：新冠町字美宇
 - ・太陽テレビ共同受信組合【NHK共聴施設】 所在地：新冠町字太陽

2 通信機器の整備

(1) 防災行政無線の現況

町の防災行政無線施設は、以下のとおりである。

《固定系》

親局	主制御装置	役場防災無線室
	遠隔制御装置	日高中部消防組合消防署新冠支署
子局 屋外拡声子局	屋外拡声送受信装置	本町、中央町、北星町、東町、西泊津、節婦町、大狩部の海岸地域及び市街地・山間部に 17箇所
子局 戸別受信局	戸別受信機	本町、中央町、北星町、東町、節婦町の海岸地域の公共施設32箇所に設置
中継局		判官館中継局

《移動系》

基地局	主制御装置	役場203会議室、美宇（第5分団内）、泉生活館
	遠隔制御装置	総務課
移動局	車載型無線機(10W)	(公用車に積載) 10台
	可搬型無線機(10W)	山間部 2台
	携帯型無線機(5W)	総務課 10台
中継局		判官館中継局

(2) 津波情報システム

北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線網及び衛星系通信システム）により、気象庁からの津波情報をリアルタイムに伝達できる「津波警報等緊急伝達システム」を活用する。

(3) 津波の通報、通信手段

住民等への伝達手段として、防災行政無線によるもののほかに、広報車等も活用する。

3 非常通信体制の整備

(1) 非常無線通信

災害により、防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づく非常通信の活用を図るため、平常時から利用可能な無線局を把握する。

(2) 衛星電話通信

災害地域の孤立を解消するため、衛星電話通信の整備を図る。

(3) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

町に設置されている端末により、北海道庁、振興局、道の出先機関と通信を行う。

4 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 情報伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 情報収集・連絡体制の強化

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換できるよう整備するものとする。

また、災害情報等を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

さらに、被災現場における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努める。

第11節 救援・救急体制の整備計画

災害時において住民の生活を確保するため、医療救護、飲料水・食料・生活必需品の供給、建物対策等の迅速な各種応急対策が求められ、日頃からそれぞれの対策についての準備が必要である。災害発生時に応急対策を的確に、かつ、効果的に行うために準備すべき環境整備について定める。

1 給水体制の整備

災害時における飲料水・生活用水・医療用水の供給は極めて重要なものであり、優先して確保するように給水体制を整備する。

(1) 給水基準

最小限必要な分量として、次の分量の給水に努める。

また、医療用水は透析患者以外、必要量に応じて給水する。

【飲料水】	1人1日 3リットル	合 計 1人1日20リットル
【生活用水】	1人1日17リットル	
【医療用水】	1人分1回の透析200リットル	透析患者の分

(2) 各家庭での飲料水の確保

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、飲料水および生活用水の備蓄に努めるよう啓発する。

ア 家族の人数にあわせて、最低1人1日3リットルの飲料水を、3日以上備えておく。

イ 風呂の残り湯等を溜めておき、断水時の生活用水に備える。

(3) 井戸水等の協力体制

井戸水等を飲料水や消防水利として利用できるよう協力体制を確立する。

また、水道工事店、事業所等と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

(4) 給水施設の整備

災害時における飲料水等を確保するため、災害対策用貯水池の整備や既存施設の有効活用を含めた給水施設の整備に努める。

2 食料・生活必需品の備蓄

災害の発生によって、食料や生活必需品の流通機構は、混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達できる体制の整備を図るとともに各家庭での備蓄を推進する。

(1) 食料・生活必需品備蓄

災害時に必要となる食料・生活必需品の内容、数量を把握し、備蓄に努めるものとする。

区 分	主 な 品 目
食料	乾パン、アルファ米、飲料水等
生活必需品	毛布、ライト、燃料、暖房器具、簡易トイレ等

(2) 防災資機材等の備蓄

災害時における救出・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、次の防災資機材等の備蓄を推進する。

区 分	主 な 品 目
防災資機材	救出用資機材・工具、交通規制用資機材、公共土木用施設等の復旧用資機材

(3) 流通備蓄の確保

災害時に全ての物資を町の備蓄物資で供給するのは不可能である。そこで大型店などと災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。

(4) 備蓄倉庫等の現況

備蓄品は、避難所に指定されている施設や公共施設等を利用して、食料・生活必需品、救助活動用資機材等を備蓄するとともに、備蓄倉庫の整備に努める。

3 協定締結の促進

(1) 物資等協定締結の促進

災害時の飲料水・食料・生活必需品、医薬品、資機材等の調達について、関係団体との協力業務の内容や協力方法等を取り決めた協定の締結促進に努める。

(2) 災害時応援協定締結の促進

各種事業所や団体等と災害時の労務・技術・車両・資機材の提供・協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結促進に努める。

4 医療救護活動

(1) 初動医療体制の整備

災害時に傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、日高振興局、医師会その他関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を促進する。

ア 医療救護体制及び医療救護班の編成計画を促進する。

イ 通信システムの拡充に努める。

(2) 医薬品・医療用資機材の確保

医療活動に必要な医薬品及び医療資機材等の確保については町立診療所で行い、必要に応じて保健所、医師会等の協力を求める。

(3) 救急医療情報の体制整備

医療機関の受入体制などの医療情報は、他の必要な機関が常時、把握できるように努める。

(4) 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については医療機関による医療が必要となるので、収容医療機関を指定する。

5 救命救助体制の整備

消防機関は、災害時に輻輳するおそれのある救命救助要請に対応するために、傷病者の程度に応じて優先順位を決定する等、救命救助体制の整備を図る。

(1) 住民の救護能力の向上

住民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進し、当該活動能力の向上に努める。

(2) 災害時要援護者に対する救命救助体制の整備

災害時要援護者の安全確保を検討し、避難計画の検討・必要な施設の整備とともに、自主防災組織等の協力により地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る。

(3) 消防団の救命救助活動能力の向上

消防団は、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を受け、当該活動能力の向上に努める。

6 緊急輸送の環境整備

(1) 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路を把握する。

対 策	内 容
陸上輸送の 環境整備	国道等と役場、避難所を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ把握しておく。
航空輸送の 環境整備	「指定離着陸場」の他、災害時のヘリコプター離着陸場として「臨時離着陸場」を指定し、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。
海上輸送の 環境整備	災害によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の海上輸送の体制整備に努める。

(2) 緊急輸送のための措置

災害時に緊急輸送車両として使用する車両は、警察署を経由して北海道公安委員会に事前に届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

(3) 災害応急対策活動拠点の整備

新栄地区に昭和47年につくられた「新冠町場外離発着場」を、災害対策車両等が集結する災害応急対策活動拠点とする。なお、道路決壊等により同広場が使用できない場合は、他のヘリコプター離着陸場適地から、被災地の状況に応じて災害応急対策活動拠点を選定するものとする。

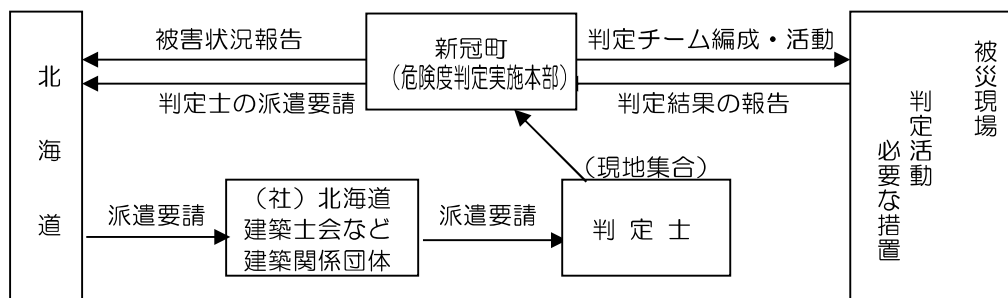
7 住宅対策

(1) 応急危険度判定体制の整備

被災建築物による二次災害を防止するため、応急危険度判定体制に必要な事項について整備を図る。

ア 活動体制

町は、危険度判定実施本部を設置し、北海道（日高振興局）及び関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を次の例により実施する。



イ 資材の整備

被災建築物の応急危険度判定のため必要となる資材を整備するよう努める。

(ア) 判定士手帳

(イ) 応急危険度判定調査表

(ウ) 判定士腕章

(エ) ヘルメット

(オ) 判定ステッカー

(2) 住宅の供給対策

災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を想定する。

また、仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保を検討する。

(3) 応急修理対策

災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。

第12節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 避難場所の確保及び標識の設置

(1) 避難場所及び避難路の整備

町は、災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備するものとする。

(2) 広域避難場所の確保

災害から住民の安全を確保する必要がある場合に備え、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとし、整備に当たっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要援護者の利用に十分配慮する。

ア 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む)、公共空地など空間を充分確保できること。

イ がけ崩れや浸水などの危険のないこと。

ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

エ 避難所への中継地点としての機能

オ 一時的な安全性確保の機能

(3) 沿岸部における避難場所の確保

津波警報など避難の必要が予想される警報が発せられた場合、住民の安全かつ迅速な避難を確保するため、次のような点を考慮し、沿岸部における避難場所を指定・整備する。

ア 津波避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること。

イ 津波の到達が予想される時間内における避難場所への到達可能時間を考慮したものであること。

2 避難所の確保及び管理

町は災害による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失したものを収容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図る。

また、影響範囲の大きい災害については、町内の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図る。

(1) 避難所等の選定要件

ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

イ 水害、土砂災害、建物倒壊、火災、津波、液状化等の危険がなく、安全な場所であること。

ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。

- エ 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- カ 避難に有効な出入口や安全な避難路が整備されていること。
- キ その他被災者が生活する上で当該市町村が適当と認める場所であること。

(2) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。
- エ 災害時要援護者の利用を配慮した施設・設備を整備しておくこと。

3 避難体制の整備

(1) 避難路の指定

避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしていないものについては整備を行う。

- ア 広い幅員があり、歩道が整備されている。
- イ 沿道に重量塀等の倒壊、看板等の落下の危険が少ない。

(2) 避難方法の検討

- ア 風水害や火災等災害種別に応じた避難対策
- イ 自主防災組織等による地域内での避難誘導體制
- ウ 高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に対する避難誘導體制

4 避難場所、避難所の住民への周知

避難場所の指定を行ったときは、地域住民に対し周知徹底に努める。

(1) 周知すべき事項

- ア 避難場所の名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 周知の方法

- ア 広報誌等に掲載して周知を図る。
- イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において周知を図る。
- ウ 避難所付近に名称、方向等を示した標識を設置する。

(3) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難準備（災害時要援護者避難）情報等の避難すべき区域や判断基準、伝達方法、避難経路、家族の集合場所や連絡方法など。
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など。

ウ 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など。

5 避難計画の整備

町及び学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、住民、特に高齢者、障がい者の災害時要援護者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、町は、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成する。

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(1) 町の避難計画作成における留意事項

ア 避難指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への経路及び誘導方法（観光客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制

オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 負傷者に対する応急救護

カ 避難場所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 防災行政無線による周知

(イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(ウ) 避難誘導者による現地広報

(エ) 住民組織を通ずる広報

(2) 学校、医療機関及び社会福祉施設の避難計画作成における留意事項

ア 避難の場所

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

(3) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、町において避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努める。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。

第13節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者が被害を受ける場合が多い。このため、町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者に関する情報を共有するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を策定する。

要配慮者の安全を確保するために、次のような基本施策を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービス提供体制の確立・ 災害時要援護者を支援する人材の確保と育成・ 施設運用方法の確立と相談・支援体制の充実・ 高齢者の人材活用と生きがい対策 |
|---|

また、町は、保健福祉課を中心とする横断的組織を設け、要配慮者の避難支援業務を的確に実施するものとする。

※ 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊婦、日本語を解さない外国人、地理に不案内な観光客等の新冠町外からの来訪者を「要配慮者」という。

1 避難行動要支援者名簿の作成

町に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが著しく困難である者の名簿を作成し避難支援を行う。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は自力での避難が困難で支援を希望する者とする。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 必要な個人情報

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする理由
- ・ その他避難支援等に必要と認める事項

イ 入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町が保有する要配慮者に関する情報及び本人からの情報提供を活用し、名簿を作成するものとする。

(3) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿の更新は随時行う。

2 名簿情報の提供先及び提供方法

(1) 避難支援等の関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、名簿情報を次の機関等に提供する。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生委員児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・自治会
- ・その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 名簿情報提供に関し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿情報の保護と提供に関しては、次に掲げる措置を講ずるものとする。名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿の情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等関係者に限り提供するものとする。

イ 名簿情報は避難支援等、安否確認の目的のためのみ使用する。

ウ 名簿は必要以上に複製しないこと。

エ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者へ始動するものとする。

3 円滑な避難のための情報伝達

避難行動要支援者等の円滑かつ迅速な避難活動が行われるよう、防災行政無線のほか、広報車、緊急速報メール等様々な手段を活用し、避難指示等の防災情報を提供する。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

5 社会福祉施設等における対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきり老人や障がい者等の要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高め、また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品・生活必需品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、風水害等による災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

6 援助活動

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 福祉避難所の確保

町は、避難行動要支援者の避難を想定し、「福祉避難所（避難行動要支援者のための配慮がされた避難所）」としてバリアフリー化されているなど避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。

また、町は、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要な次の資機材をあらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

7 外国人及び町外からの来訪者への対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人や地理に不案内な新冠町外からの来訪者を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、次のような条件・環境づくりに努める。また、外国人登録等様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

- (1) 広報誌、ガイドブック等を通じた多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第14節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとし、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は、自主防災組織の普及のため、道の指導を受けるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

—「消防法第8条」の規定—

学校、病院、工場、事業所、百貨店（—中略—大規模な小売店舗を含む。）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置や育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。町は、事業所の取組みを積極的に支援することを目的とした、情報提供体制等の条件整備に努める。

具体的な活動内容については、概ね次のとおりとする。

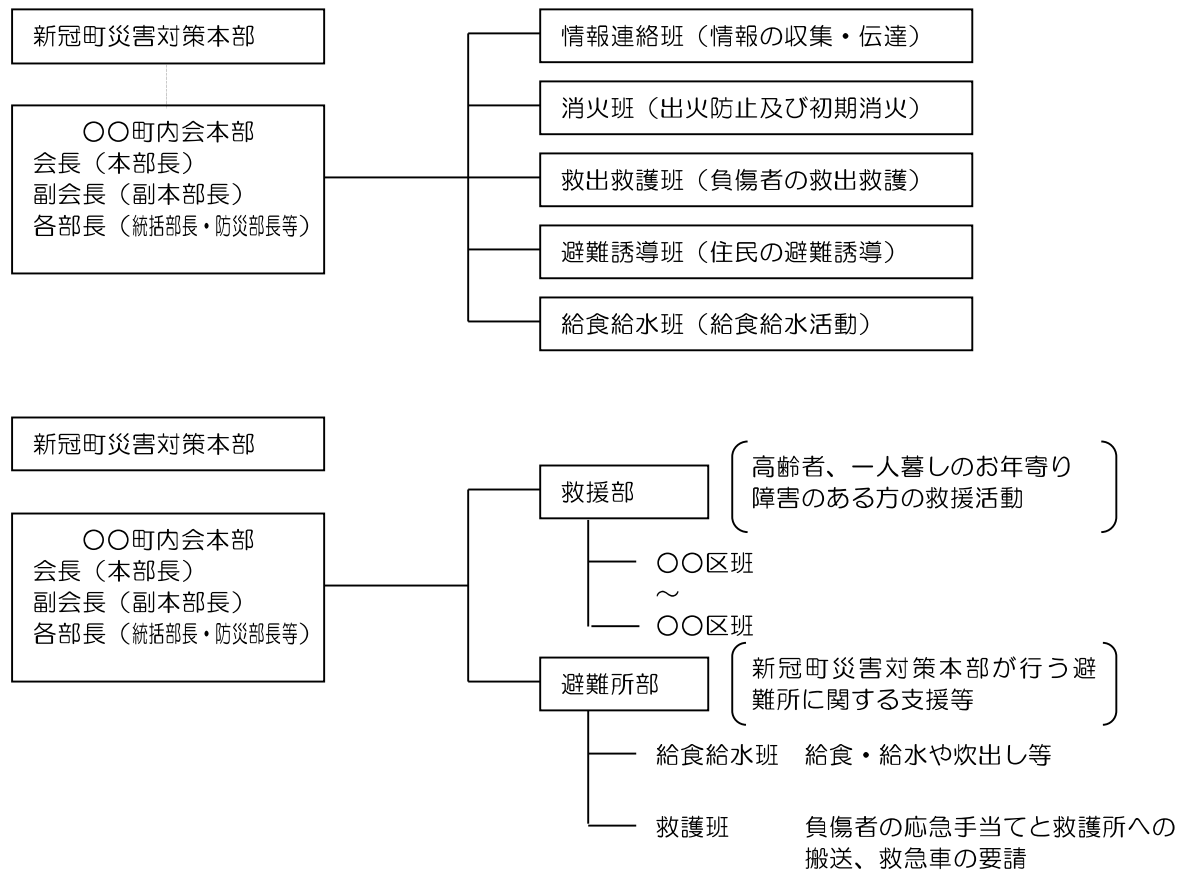
- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育及び広報
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知
- (6) 救出及び応急救護対策
- (7) 災害応急対策に必要な資機材の確保
- (8) 防災組織の整備、地域の防災活動への協力
- (9) 災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

＜自主防災組織の組織系統（例）＞



4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

自主防災組織・自治会等を単位とする訓練、複数の組織が連合した訓練を実施する。災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようになるため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者ルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する避難行動要支援者などに対する高齢者等避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 災害ボランティア活動の環境整備

(1) ボランティアの育成、確保

町及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう社会福祉協議会、ボランティア団体等との協力のもと、次のとおり平常時から環境づくりを行う。

新冠町	ア 救援活動を行うボランティア登録の把握 イ 災害救援ボランティアの活動拠点の確保 ウ ボランティア研修への協力
札幌方面 静内警察署	被災地における犯罪・事故の防止、被災した住民の不安の除去等 ボランティア関係組織・団体と十分な情報交換を行い、支援策を実施する。
日本赤十字社 北海道支部	ア 医療救護活動 イ 救援物資の搬入出・配分及び炊出し等被災者の自立支援活動 ウ 国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査 エ 上記活動における災害ボランティアの要請、登録

(2) ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
一般ボランティア	炊き出し、食事の提供、水くみ、清掃
専門 ボラ ンテ ィア	医 療 医療活動(医師・看護師等)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理 (薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師等)、歯科診療(歯科医 師・歯科衛生士)
	建築物・宅地 建築物の危険度判定 被災宅地の危険度判定
	支 援 災害時要援護者への支援
	語 学 外国語通訳・翻訳、情報提供
	アマチュア無線 非常通信

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、国・道及び防災関係機関と連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は、国・道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 町は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者と相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 町は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに避難所、避難路の確保に

努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第16節 防災訓練計画

災害対策を円滑に実施するために、町及び防災関係機関は、住民の協力を得て各種の防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

大規模災害を想定し、町、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会その他の防災関係機関、各施設管理者、地域住民（自主防災組織、自治会等）及びボランティアが一体となって、総合的な訓練を実施する。

<訓練項目>

- | | |
|--------------------|--------------|
| • 災害対策本部設置訓練 | • 情報伝達訓練 |
| • 初期消火訓練 | • 応急救護訓練 |
| • 救出救助訓練 | • 広報訓練 |
| • 避難誘導訓練（災害時要援護者等） | • 応急給水訓練 |
| • 炊出し訓練 | • 交通規制訓練 |
| • 救援物資の配布訓練 | • 災害偵察訓練 |
| • 公共施設復旧訓練 | • 図上訓練等 |
| • 緊急輸送訓練 | • ガス漏洩事故処理訓練 |

2 町職員の訓練

職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練等を実施する。

<訓練項目>

- | | |
|----------|---------------------|
| • 本部運営訓練 | • 防災行政無線訓練（固定系、移動系） |
| • 図上訓練 | • 非常参集訓練 |
| • 指令伝達訓練 | • 現地訓練 |

3 学校、施設等における訓練

小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

4 自主防災訓練

災害発生時に住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、自主防災組織・自治会等を単位とする訓練や複数の組織が連合した訓練を実施する。訓練は日頃から繰り返し実施し、住民の防災活動に必要な知識及び技術の習得を図る。

<訓練項目>

- | | |
|------------|----------|
| • 情報収集伝達訓練 | • 消火訓練 |
| • 避難訓練 | • 救出救護訓練 |
| • 図上訓練 | |

なお、自主防災訓練は、上記の個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練が考えられる。各訓練は概ね以下のような内容であり、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(1) 情報収集伝達訓練

関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(2) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(3) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(4) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(5) 図上訓練

地域の詳細な地図を活用して、想定される災害に対し、地域の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を住民自らが考え、実践する。

5 事業所等における訓練

事業所等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

6 消防訓練

大規模な災害や救助救急等の災害規模に応じた災害防ぎょ活動に万全を期するため、消防訓練を実施する。

(1) 消防機関

基本的な訓練、総合訓練等を消防計画に基づき実施する。

(2) 事業所及び住民

事業所等及び住民の訓練は、「防災の日」「防災週間」「防災とボランティアの日」「救急医療週間」及び「春・秋の火災予防運動期間」を中心に随時実施する。

<訓練項目>

- | | |
|----------|----------|
| • 非常招集訓練 | • 本部運営訓練 |
| • 情報伝達訓練 | • 現地訓練 |

7 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

8 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第17節 防災思想普及・啓発計画

第1 防災知識の普及・啓発

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、東日本大震災などの過去の大規模災害の教訓を踏まえた災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発を行い、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける日常的な交流の中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) 新聞、広報誌（紙）等の利用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) パンフレットの配布
- (7) 講習会、講演会等の利用
- (8) インターネットの活用
- (9) その他

2 防災知識の普及・啓発

(1) 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、防災知識・役割分担等の教育を新人研修などに合わせて実施する。研修は、災害対策本部組織の各部各班での具体的分掌を把握し、次の点に重点を置いて行う。

防災対策	ア 災害対策活動の概要 イ 防災関係職員としての心構え ウ 役割の分担 エ 災害情報の収集、伝達の大領、報告書式の活用
災害知識	ア 地震、津波の基礎知識 イ 各災害に対する地域の危険性

(2) 学校教育幼児・児童・生徒に対する防災知識の普及

幼児・児童・生徒の避難、保護等における風水害等の災害発生後の対応について、実践的な防災教育を計画的に進め、防災知識の普及を図る。

(ア) 学級活動、学校行事等教育活動を通じ、災害の基礎的な知識及び災害が発生したときの対応について指導する。

(イ) 防災のための資料を作成・配布し防災活動の徹底を図る

(ウ) 中学校、高等学校の生徒を対象に応急看護等の技能の修得を推進する。

(3) 住民に対する防災知識の普及

自主防災組織及び自治会を通じ、災害発生時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙、インターネット等や防災資料、ビデオ・映画等を利用して知識の普及を図る。

ア 各種災害の基礎的な知識

イ 地震や津波警報に関する知識

ウ 災害時に備えた生活必需品の備蓄

エ 避難経路、避難場所、避難所等避難対策に関する知識

オ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防等

カ 災害情報の正確な入手方法と防災行政無線に関する知識

キ 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識

ク 応急手当に関する知識

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2 町民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

住民は、その自覚を持ち、平常時から地震災害に対する備えを心がけるとともに、地震（津波）発生時に、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波による被害の発生を最小限にとどめるために必要な備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

（1）平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

（2）地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする（ただし、揺れが激しいときには火に近づかない）。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

（1）平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。

オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

ア すばやく火の始末をすること。

イ 職場の消防計画に基づき行動すること。

ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

エ 正確な情報を入手すること。

オ 近くの職場同志で協力し合うこと。

カ エレベーターの使用は避けること。

キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

(2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。